

世羅町乗務員免許取得事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、就業機会の拡大、人材の確保及び公共交通の維持確保を図るため、大型第二種、普通第二種免許等を取得した者に対し、予算の範囲内において乗務員免許の取得に要する費用の一部を補助することを目的とし、世羅町補助金交付規則（平成16年世羅町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許をいう。
- (2) 乗合事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の許可を得て、町内に事業所を有する事業者若しくは町内を乗合旅客運送する事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、補助金の交付申請時において次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 65歳未満の者
- (2) 乗合事業者に乗務員として採用されている者のうち、町内の乗合運行を主とする者
- (3) 乗合事業者が個人の場合は、自ら資格を取得する者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、資格の取得に係る教習料金とする。ただし、補助の交付を申請する日の前日から起算して6月前までの経費を対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、20万円を限度とする。

2 補助対象者1人につき、一度限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする乗合事業者は、世羅町乗務員免許取得事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し等資格取得を証明する書類

- (2) 資格取得に要した費用の領収書の写し
- (3) 乗務員として採用されたことを証明する書類
- (4) 町内だけの運行でない場合は、町内運行が主であることを証明する書類
(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

(決定の通知)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の適否を決定したときは、世羅町乗務員免許取得事業補助金交付決定通知(様式第2号)により、その決定の内容及びこれに付する条件を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、世羅町乗務員免許取得事業補助金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付した日から起算して3年以内に乗務員を離職したとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。